

長期収載品の選定について

2024 年の診療報酬改定により、長期収載品の選定療養の制度が開始されます。この制度は、患者様のご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者様にご負担いただくものです。ただし、医師が医療上の必要性を判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。ご不明な点は主治医又は薬剤師までご相談ください。

萩 市 民 病 院